平成２６年（フ）第７６３０号
埼玉県戸田市南町２―28―406
破産者　石川　淳一
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４号
茨城県日立市久慈町６丁目42番６号
破産者　有限会社川崎運輸
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３８号
茨城県日立市東滑川町１丁目21番11号
破産者　日立クレーン工事株式会社
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第５８７０号
東京都世田谷区宮坂１丁目34―３―201
破産者　高見　正光
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０７７号
東京都中野区東中野１丁目１番６号
破産者　有限会社ＩＮＴＥＲ　ＭＡＸ
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０７８号
東京都練馬区高野台１丁目３―７―1204
破産者　上杉承峯こと　権　　承峯
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂413番地１
破産者　美岳観光株式会社
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
愛知県豊橋市三ノ輪町２丁目117番地の１
破産者　有限会社浜野養鶏
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１５３１号
大阪市西成区山王３丁目17番５号
破産者　株式会社サンテック
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３６５号
大阪市福島区野田１丁目１番86号　大阪市中央卸売市場内
破産者　株式会社泉勘商店
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０５１号
大阪府東大阪市花園本町１丁目６番７号
破産者　有限会社藤田食鶏
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０５８号
大阪府枚方市東香里２丁目１番26号
破産者　株式会社テンセイコーポレーション
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３９号
大阪市都島区東野田町１丁目１番４号
破産者　株式会社マッチメイカーズ
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１７２号
大阪府箕面市外院２丁目１番54号
破産者　株式会社ズーム
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５０７号
大阪市旭区新森４丁目３番29号103
破産者　株式会社アーツ
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７４７号
大阪市天王寺区上本町８丁目６番１号―202号
破産者　株式会社春田ホールディングス
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７５７号
大阪市中央区森ノ宮中央１丁目16番16号　大阪紙器会館３Ｆ
破産者　水光金属株式会社
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７号
岡山県津山市津山口275番地の９
破産者　協同組合津山総合食品卸売市場
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２７０号
徳島県阿波市阿波町大次郎34番地１
破産者　有限会社シャディギフトおかもと
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３８号
愛媛県松山市太山寺町1086番地２
破産者　伸和建設株式会社
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０７号
岩手県奥州市水沢区中町１番地25
破産者　有限会社一世商事
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６２４８号
東京都調布市緑ケ丘１丁目４番地60
破産者　吉原　一成
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部